

一般社団法人浜松青年会議所

入会規程

第1章 新会員の加入

(入会手続)

第1条 定款第6条第1項第1号の規定の資格ある入会希望者は、正会員2名以上の推薦により入会申し込み書等、必要書類をそえ推薦者を経て、理事長に入会の申し込みをする。

(推薦者)

第2条 推薦者の内1名は、在籍3年以上にして前年例会出席率60%以上の正会員であることが望ましく、入会希望者に対して青年会議所の意義その他について充分説明し、本人の充分なる理解が得られたと認められる場合に限り推薦し、入会後の出席、その他適切な指導をする。

(調査)

第3条 理事長は入会申し込みがあったときは、担当委員会に調査を依頼する。

(面接)

第4条 入会希望者との面接は、面接委員が行う。

2 面接委員は、理事長が正会員より指名し理事会の承認を得なければならない。

(資格審査)

第5条 担当委員会は、入会希望者の資格等の調査をし、面接の結果と併せて理事会に提出する。

(理事会承認)

第6条 理事会は、担当委員会の答申を参照し、充分討議の上投票により採決をとる。賛否の決定は投票数の3分の2以上の賛成を得たものは承認する。

(正会員アンケート)

第7条 理事会の承認を得たものにつき、全正会員にアンケートし発送日より10日以内に反対者なき場合は、全員の賛成を得たものとみなす。反対意見ある者は、記名

にて理由書を附し理事会へその旨通知する。この場合は、次回の理事会にその反対理由を公表し、再投票のうえ賛否を決定する。

再投票の決定は、投票数の2分の1をもってする。

(採否の通知)

第8条 入会を承認された者については、理事長より入会承認を通知し、否決された者については、推薦者に理由書を附して、入会申し込み書を返却する。

(入会承認の取り消し)

第8条の2 入会承認後、入会までの間、入会希望者が定款第11条第1項各号に該当した場合には、理事会の決議により入会承認を取り消すことができる。

(入会金・会費の納入)

第9条 入会希望者は、入会申し込み後、理事会で定める日までに入会金及び会費を納入する。

年度途中の場合の会費は、前期(1月～6月)の入会は全額、後期(7月～12月)の入会は半額とする。

入会金は、当該年会費の2分の1とする。

- 2 入会希望者が前項の期日までに会費を支払わないときには、入会申し込みを撤回したものとみなす。
- 3 入会承認後は、既に支払われた入会金及び会費は返還しない。ただし、入会金及び会費の支払い後、入会が否決された場合には、否決後10日以内に、支払われた入会金及び会費の全額を返還する。
- 4 第1項に規定する会費の額は、社会情勢等に大きな変化があった場合、同項の規定にかかわらず、理事会の議を経て変更することができる。

(入会金の免除)

第10条 止むを得ない事情で退会した正会員の再入会の審査は、理事会が行い、入会金は免除する。

- 2 前条の規定にかかわらず、入会希望者に特別な理由があると理事会で認められる場合には、その入会希望者にかかる入会金は免除することができる。

第2章 移籍入会

(移籍入会)

第11条 他会員会議所よりの入会希望者の手続は、次の通りとする。

- (1) 所属会員会議所の理事長の推薦状を添えて、入会申し込み書を理事長に提出する。

- (2) 資格審査は、第5条を準用する。
- (3) 理事長は、理事会の承認を経て、全員に通知する。

(入会金・会費の納入)

第12条 第9条の規定を準用する。

附則

昭和61年11月20日 一部改正

平成9年5月30日 一部改正

平成22年11月30日 一部改正

平成28年11月30日 一部改正

令和2年6月30日 一部改正

令和4年11月24日 一部改正

令和5年12月29日 一部改正

本規程は、総会の承認を経た上で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項第4号に定める公益認定の取消しの処分を受けた日から施行する。

(総会承認日 令和5年8月3日)

取消処分日 令和5年12月28日)